

別紙

諮問第1516号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成31年4月16日から18日までに募集した『民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業』の事業者募集に参加した4事業者の名称」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和2年6月25日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「『東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業』提案書受付一覧」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、最優秀事業応募者以外の事業応募者名（以下「本件非開示情報」という。）を条例7条3号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和2年8月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年10月16日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年1月18日（第224回第一部会）から同年6月23日（第228回第一部会）まで、5回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における

主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

東京都中学校英語スピーキングテスト事業（以下「本件事業」という。）は、実施機関が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進するため、実施機関と事業者が協定を締結し、実施機関の監修の下に作成した問題によるスピーキングテストを共同で実施するものである。

スピーキングテストは、都内公立中学校等第3学年の生徒を対象として、中学校で学習した英語を「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能のうち「話すこと」の能力を測るものであり、実施機関はその結果を活用し、小・中・高等学校における英語指導の改善を図るとともに、令和5年度以降の都立高等学校入学選抜の英語検査において「話すこと」に関する評価を実施することとしている。

実施機関は、本件事業を実施する事業者を募集するため、平成31年3月に公表した「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業募集要項」（以下「募集要項」という。）及び「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、同年4月15日から18日までの受付期間に4事業応募者からの提案を受け付けた。各提案については、「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業技術審査委員会設置要項」に基づき設置した技術審査委員会において、提案書等及びプレゼンテーションに対する審査を行い、令和元年5月に最優秀事業応募者を決定した。

本件開示請求は、上記の4事業応募者の名称の開示を求めるものであり、実施機関はこれに対し、本件対象公文書を特定し、本件非開示情報を条例7条3号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、本件事業を実施する事業者の募集に応じて提案書を提出した4事業応募者の名称が記載されたものであり、実施機関は、最優秀事業応募者として決定された者以外の3事業応募者の名称である本件非開示情

報について、条例7条3号に該当するとして非開示としている。

募集要項及び審査基準によると、事業応募者の審査に当たっては、提案書の受付後、基本要件の審査として、事業応募者の「構成等」、「運営力及び経営能力等」並びに「欠格事項」を確認し、基本要件を満たしていない事業応募者は失格となる。次に、基本要件を満たし、かつ、見積書の金額が、実施機関が設定する予定価格の制限の範囲内である事業応募者について、事業応募者提案等の審査として、提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価し、最優秀事業応募者を選定することとなっている。

審査会が検討したところ、上記の審査においては、各事業応募者の事業運営体制、資力、信用力等の情報を含む事項を評価したものであり、本件非開示情報を公にすることにより、最優秀事業応募者とならなかった事業応募者が明らかになると、当該事業応募者の運営力、経営能力等や事業活動に対する社会的評価に影響が及ぶこととなり、その競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、本件非開示情報は条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子